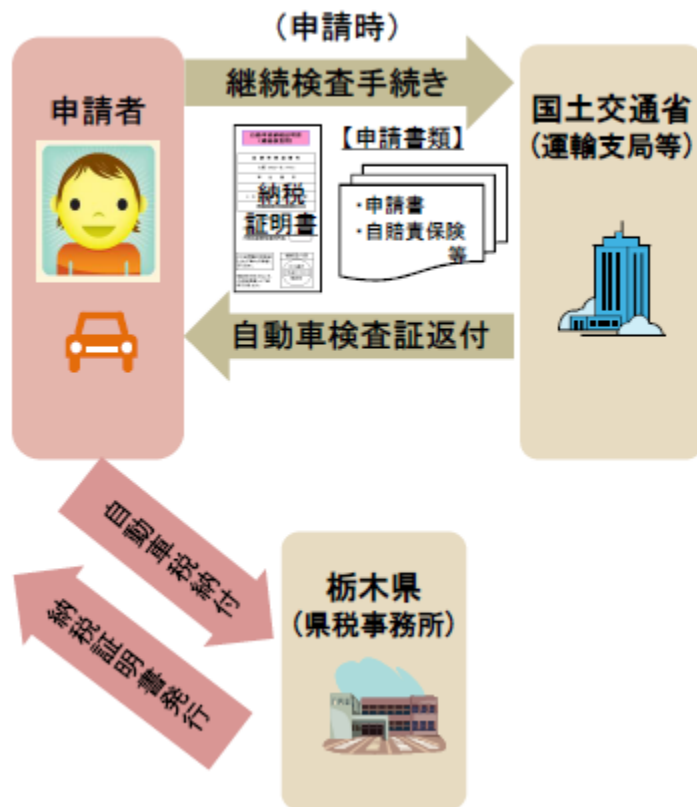


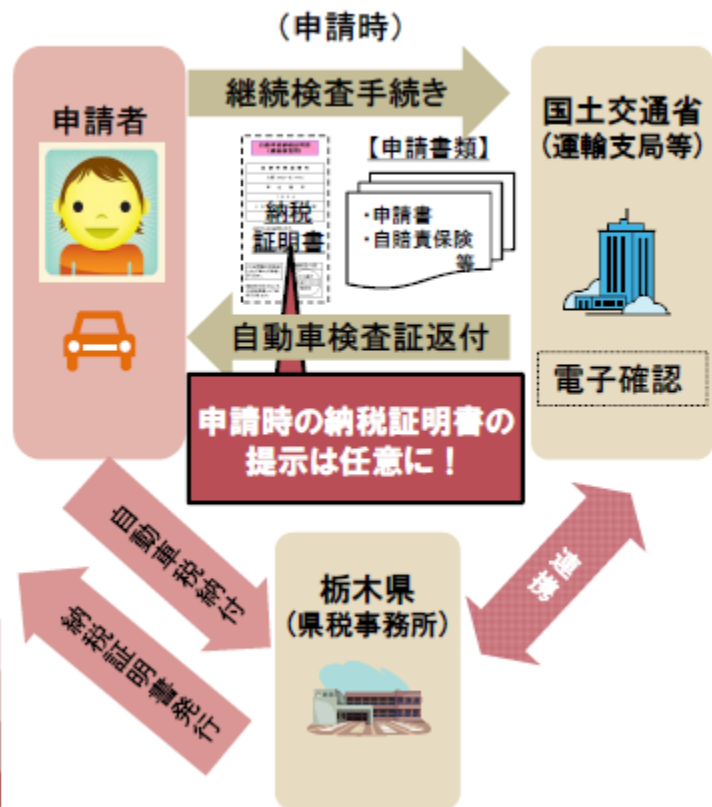
平成27年4月1日から、国土交通省（運輸支局等）と都道府県のシステム連携により、自動車税（種別割）の納付確認が電子化されました。

これにより、継続検査時に**未納がなければ**、納税証明書の提示を省略できるようになりました。

■平成27年3月31日までの申請の流れ



■平成27年4月1日以降の申請の流れ



【ご注意ください】 ～ 次のような場合は、納税証明書の提示が必要となります ～

- 金融機関等で自動車税（種別割）を納付後すぐに継続検査を受ける場合
（納付をしてから県で確認ができるようになるまで、概ね2週間かかります。）